

公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領

平成 22 年 7 月 26 日保健福祉局保健福祉部長決裁

改正 平成 24 年 3 月 26 日

改正 平成 26 年 2 月 28 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱（平成 22 年 7 月 26 日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第 2 条に規定するバリアフリーに関するチェック（以下「チェック」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(チェック実施者及びチェック実施団体)

第 2 条 チェック実施者は、保健福祉局障がい保健福祉部長（以下「障がい保健福祉部長」という。）の依頼により、チェック実施団体が選任する。

2 前項のチェック実施団体は、原則として社団法人札幌市身体障害者福祉協会及び社団法人札幌市老人クラブ連合会とする。ただし、両団体と障がい保健福祉部長の協議により、これ以外の団体をチェック実施団体とし、又はチェック実施者に専門家等を加えることができる。

(チェックの実施方法等)

第 3 条 チェックは、一の事業につき、企画・設計段階、施工段階等、事例に応じて複数回実施することを原則とし、実施時期については、工事内容等を十分考慮のうえ設定するものとする。

2 チェックは、施工内容の確認等を目的として工事終了後に実施するものを除き、設計又は施工内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。

3 チェックは、図面等を閲覧し、又は直接現地に出向いて行う。

4 チェックを実施する場所（会議室又は現地）、説明資料等は、事業実施部局（他部局に予算を委託して実施する事業については委託元の部局をいう。以下同じ。）において用意するものとする。

5 チェック実施者の人数は、原則として高齢の方 2 名及び障がいのある方 10 名以内とする。ただし、専門家等が参加する場合は、当該専門家等の人数は、この数に含めない。

6 チェック実施者は、自らの身体の状況、経験等を踏まえながら、すべての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点から、バリアフリーに関する意見を述べるものとする。

7 障がい保健福祉部は、原則としてチェックに参加するものとし、チェック実施者、事業実施部局間における意見調整を行うなど、チェックの円滑な進行を図るものとする。

(対象事業の決定)

第4条 事業実施部局は、要綱第2条第1項各号に該当する事業を実施する場合は、原則として事業に着手する年度の前年度に、障がい保健福祉部長の照会に応じて届け出るものとする。この場合において、同項第2号に該当する事業にあつては、該当する可能性のある全事業、同項第4号に該当する事業にあつては、事業実施部局において必要と判断する事業を届け出るものとし、また、すべての事業について同条第2項の規定により適用除外とする場合を含めて届け出るものとする。

2 障がい保健福祉部長は、チェックの実施方法、実施回数のほか、前項の規定により届け出のあつた事業のうち要綱第2条第1項第2号及び第4号の事業についてのチェックの実施について、事業実施部局及びチェック実施団体と協議のうえ決定するものとする。

3 障がい保健福祉部長は、前項の規定によりチェックの実施、実施方法等を決定したときは、事業実施部局に通知する。

(チェックの依頼)

第5条 事業実施部局は、原則としてチェックの実施を希望する日の1か月前までに、障がい保健福祉部長に「バリアフリーチェック依頼書」(様式1)を提出するものとする。

2 障がい保健福祉部長は、前項の規定により「バリアフリーチェック依頼書」の提出があつたときは、チェック実施団体にチェックの依頼を行う。

(チェックの実施決定)

第6条 チェック実施団体は、前条第2項の規定による依頼があつたときは、チェック実施者を選任するとともに、障がい保健福祉部長にチェック実施者名簿(様式2)を提出するものとする。

2 障がい保健福祉部長は、チェックの実施日程及びチェック実施者について、決定後速やかに事業実施部局に通知する。

(結果報告)

第7条 事業実施部局は、チェック実施時の状況を記録し、原則としてチェック実施日から14日以内に、「バリアフリーチェック結果報告書」(様式3)により障がい保健福祉部長に報告するものとする。この場合において、チェック実施時に、検討が必要である等のため回答を保留した事項がある場合は、当該事項への回答を含めて報告するものとする。

2 障がい保健福祉部長は、前項の報告があつたときは、遅滞なくチェック実施団体へ送付する。

(異議)

第8条 チェック実施団体は、前条の規定による事業実施部局からの報告に異議のあるときは、原則として報告があつた日から14日以内に、障がい保健福祉部長(「札幌市福祉のまちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)事務局長)に申し出るものとする。

2 前項に定める申し出の処理に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度に実施する事業については、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用せず、保健福祉部長が事業実施部局及びチェック実施団体と協議のうえ、チェックの対象とする事業を決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

(あて先)

保健福祉局障がい保健福祉部長

局 部長

バリアフリーチェック依頼書

下記のとおり、バリアフリーチェックを実施したいので、調整願います。

記

| | |
|------------------------|--|
| 事業の名称 | |
| 事業の概要 | |
| チェック実施時における 事業工程の段階 | ※計画段階、設計段階、施工段階等を記載 |
| 実施希望日時 | 第1希望 平成 年 月 日 時～ 時 第2希望 (調整済の場合は記入不要) 平成 年 月 日 時～ 時 |
| チェックの実施場所 (集合場所) | |
| 連絡先 | 局 部 課 係 電話番号 担当者 |
| 備考 | |

必要に応じて地図・図面・工程表等を添付願います

(様式3)

(表)

平成 年 月 日

(あて先)

保健福祉局障がい保健福祉部長

局 部長

バリアフリーチェック結果報告書

下記のとおり、バリアフリーチェックを実施したので、報告します。

記

| | |
|---------|---|
| 事業の名称 | |
| 事業工程の段階 | ※計画段階、設計段階、施工段階等を記載 |
| 日時 | 平成 年 月 日 時～ 時 |
| 場所 | |
| 参加者 | チェック実施者：別添のとおり 事業実施部局： 関係部局： 関連業者： 障がい保健福祉部： 計 人 |
| 意見 | 考え方 |
| | |

この様式によりがたいときは、別の様式を使用することができる

(様式 3)

(裏)

| 意見 | 考え方 |
|----|-----|
| | |

この様式によりがたいときは、別の様式を使用することができる